

障がい者福祉のしおり



常陸大宮市 マスコットキャラクター
ひたまる
©Hachimiya City

常 陸 大 宮 市

目 次

	ページ
1 各障害者手帳について	
身体障害者手帳	…… 1
療育手帳	…… 2
精神障害者保健福祉手帳	…… 3
2 障がい程度別該当制度一覧表	…… 4～5
3 税の減免	
所得税	…… 6
住民税	…… 6
自動車税・自動車取得税の減免	…… 6～7
4 医療費助成制度	
医療福祉制度(マル福制度)	…… 8
障がい認定による後期高齢者医療制度	…… 9
自立支援医療(更生医療)	…… 10
自立支援医療(育成医療)	…… 10
自立支援医療(精神通院)	…… 11
精神障害者医療福祉助成事業	…… 11
指定難病特定医療費助成制度	…… 12
小児慢性特定疾病医療費助成制度	…… 12
5 年金と手当	
障害基礎年金	…… 13
障害児福祉手当・特別障害者手当	…… 13
在宅心身障害児福祉手当	…… 14
特別児童扶養手当	…… 14
心身障害者扶養共済	…… 15
難病患者福祉見舞金	…… 15
6 補装具と日常生活用具	
補装具	…… 16
日常生活用具	…… 16～17
家族介護用品支給事業	…… 18
緊急通報システム設置事業	…… 18
7 日常生活の支援	
障害福祉サービス	…… 19～22
地域生活支援事業	
◇自動車改造費補助金	…… 23
◇自動車運転免許取得費助成事業	…… 23

◇重度障害者住宅リフォーム助成事業	24
◇手話通訳者派遣事業	24
◇訪問入浴サービス	25
◇移動支援事業	25
◇日中一時支援事業	26
◇配食サービス	27
8 交通機関の割引制度		
有料道路通行料金の割引	28
県内バス(路線)運賃の割引	28
JR旅客運賃の割引	29
タクシー料金割引	29
航空運賃の割引	29
大洗カーフェリー運賃の割引	30
福祉タクシー	30
9 その他の福祉		
いばらき身障者等用駐車場利用証	31
NHK受信料の減免	32
はり・きゅう・マッサージ施術費助成	32
NTT無料番号案内	33
郵送等による不在者投票	33
生活福祉資金の貸付	33
NET119緊急通報システム	34
避難行動要支援者支援制度	34
駐車禁止除外指定車標章の交付	35
携帯電話使用料の割引	35
利用料が免除される県の都市公園施設	36
10 相談の窓口		
民生委員・児童委員	37
身体障がい者・知的障がい者相談員	37
こどもの発達相談	37
各種相談機関	38～39
11 資料		
関係団体	40
日中一時支援事業所一覧	41
移動支援事業所一覧	42
12 お問い合わせ先一覧	43

1 各障害者手帳について

障害者手帳には、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が様々なサービスを利用しやすくするために交付される手帳です。
障がいの程度によって1級(重度)から6級(軽度)までの等級に分かれています。

【対象者】

《身体に以下の障がいをお持ちの方》

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能

【申請・各種手続き】

手続の種類	どんなとき	必要なもの				
		申請書	印かん	写真	診断書	手帳
新規申請	初めて手帳を申請するとき	○	○	2枚	○	
再交付申請	障がいの程度(等級)変わったとき・新たな障がいが追加になったとき	○	○	1枚	○	○
	手帳をなくしたとき	○	○	1枚		
	手帳を破損したとき	○	○	1枚		○
変更	住所が変わったとき	○				○
	氏名が変わったとき	○				○
	保護者が変わったとき (手帳所有者が15歳未満の場合)	○				○
返還	死亡したり、障がいに該当しなくなったとき					○

※ 申請書 → 社会福祉課窓口にて用意してあります。

※ 写真 → たて4センチ×よこ3センチの、無帽で上半身が写った、1年以内に撮影されたもの。
ただし、家庭用プリンターで印刷したものやポラロイド写真は受け付けられません。

※ 診断書 → 窓口にある所定の診断書で、県が指定する医師が作成したもの。
3か月以内に書かれたものに限りです。

【窓】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)
各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ⑨～⑫)

療育手帳

知的障がいのある方が様々なサービスを利用しやすくするために交付される手帳です。障がいの程度によって、④（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）に分かれています。手帳交付後は、障がいの程度を確認するため、定期的に再判定を受けていただきます。

【対象者】

児童相談所、または県福祉相談センターで知的障がいと判定された方

【申請・各種手続き】

新規・再認定については、中央児童相談所・福祉相談センターでの手続きとなります。18歳未満の場合は中央児童相談所へ、18歳以上の場合は福祉相談センターへご相談ください。

手続の種類	申請先	連絡先	印かん	写真	その他
新規申請 (初めて手帳を申請するとき)	18歳未満 ⇒ 中央児童相談所	〈18歳未満〉 水戸市水府町864-16 Tel.029-221-4150	○	1枚	通知表など 発達期の 様子がわ かる物
	18歳以上 ⇒ 福祉相談センター		○	1枚	
再認定	18歳未満 ⇒ 中央児童相談所	〈18歳以上〉 水戸市三の丸1-5-38 Tel.029-221-0800	○		
	18歳以上 ⇒ 福祉相談センター		○		

下記の手続きについては、市役所社会福祉課での手続きになります。

手続の種類	どんなとき	必要なもの			
		申請書	印かん	写真	手帳
交付申請	他の都道府県から転入したとき	○	○	1枚	○
再交付申請	手帳をなくしたとき	○	○	1枚	
	手帳を破損したとき	○	○	1枚	○
	記載欄余白がなくなったとき	○	○	1枚	○
変更	住所が変わったとき	○	○		○
	氏名が変わったとき	○	○		○
返還	死亡したり、障がいに該当しなくなったとき		○		○

※ 申請書 → 社会福祉課窓口にご用意してあります。

※ 写真 → たて4センチ×よこ3センチの、無帽で上半身が写った、1年以内に撮影されたもの。
ただし、家庭用プリンターで印刷したものやポラロイド写真は受け付けられません。

【窓口】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)
各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳です。障がいの程度によって、1級から3級までの等級に分かれています。
手帳の有効期間は2年間となっており、更新が必要です。

【対象者】

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方

【申請・各種手続き】

手続の種類	どんなとき	必要なもの					手帳
		申請書	印かん	写真	診断書	障害年金証書など	
新規申請	初めて手帳を申請するとき	○	○	1枚	○どちらか		
更新	有効期限の3か月前から受付可能	○	○	1枚	○どちらか		○
障害等級変更申請	障がいの程度(等級)が変わったとき	○	○	1枚	○どちらか		○
再交付申請	手帳をなくしたとき	○	○	1枚			
	手帳を破損したとき	○	○	1枚			○
変更	住所が変わったとき	○	○				○
	氏名が変わったとき	○	○				○
返還	死亡したり、障がいに該当しなくなったとき						○

※ 申請書 → 社会福祉課窓口にご用意してあります。

※ 写 真 → たて4センチ×よこ3センチの、無帽で上半身が写った、1年以内に撮影されたもの。
ただし、家庭用プリンターで印刷したものやポラロイド写真は受け付けられません。
写真の添付は任意です。写真を手帳に添付しない場合は不要です。

※ 診断書 → 窓口にある所定の診断書で、初診日から6か月過ぎた日以降に書かれたもの。

※ 障害年金証書など → 精神の障がいを理由に年金が支給されている場合、診断書の代わりに、年金証書の写しなど(年金証書番号が記載されている書類)でも手続きができます。

【窓口】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)
各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

2 障がい程度別該当制度一覧表

○: おおむね該当

	税の減免		医療費助成制度						年金と手当									
	税金の控除	自動車取得税の減免	医療福祉制度 (マル福祉制度)	自立支援医療 (更生医療)	自立支援医療 (育成医療)	自立支援医療 (精神通院)	指定難病特定 医療費助成制度	小児慢性特定疾病 医療費助成制度	障害基礎年金	特別障害者手当	障害児福祉手当	障害児福祉手当	在宅心身 障害児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障害者 扶養共済	難病患者福祉見舞金		
掲載ページ	6	6,7	8	10	10	11	12	12	13	13	13	14	14	15	15			
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○	○	○	き 手帳をお持ちの方で、障がいの種類や医療の内容が該当すれば、利用できません。 手帳をお持ちでなくても、障がいの種類や医療の内容が該当すれば、利用できます。 手帳をお持ちでなくても、障がいの種類や程度が該当すれば、利用できます。 手帳をお持ちでなくても、対象となる疾病の治療をしていて、条件に該当していれば、利用できます。 手帳をお持ちでなくても、対象となる疾病の治療をしていて、条件に該当していれば、利用できます。	国民年金法施行令の障がい等級表によります。	△	△	△	△	○						
		2	○	○	○			△	△	△	△	○						
		3	○	△														
		4	○	△														
		5	○	△														
		6	○	△														
	視覚障がい	1	○	○	○							△	△	△	△	○		
		2	○	○	○							△	△	△	△	○		
		3	○	○										△	△	○		
		4	○	○														
		5	○															
		6	○															
	平衡聴覚または 機能障がいはい	2	○	○	○							△	△	△	△	○		
		3	○	○										△	△	○		
		4	○															
		5	○															
		6	○															
	音声語 そしやく	3	○	△										△	△	○		
		4	○															
内部障がい	1	○	○	○					△	△	△	△	○					
	2	○	○	○							△	△	○					
	3	○	○	○							△	△	○					
	4	○									△	△						
療育手帳	知的障がい	①	○	○	○				△	△	△	△	○					
		A	○	○	○						△	△	○					
		B	○								△	△	○					
		C	○										○					
精神障害者保健福祉手帳	障がい精神	1	○	△	○				△	△			△					
		2	○										△					
		3	○										△					
難病患者														○				
小児慢性特定疾病児																		
軽度・中等度難聴児																		

△:一部該当 ※ 年齢や所得などの制限があります。

福祉用具		日常生活の支援					交通機関の割引制度						各種減免制度等								
補装具	日常生活用具	障害福祉サービス	障害児通所支援サービス	地域生活支援事業(その他)	地域生活支援事業(自動車改造費補助金)	重度障害者住宅リフォーム助成事業	有料道路通行料金の割引	県内バス(路線)運賃の割引	JR旅客運賃の割引	タクシー料金の割引	航空運賃の割引	大洗カーフェリー運賃の割引	福祉タクシー	いばらき身障者等用駐車場利用証	NHK受信料の減免	はり・きゆう・マッサージ	N.T.T無料番号案内	郵送による投票	駐車禁止除外指定車標章の交付		
16	16,17	19~22	23~27	23	24	28	28	29	29	29	30	30	31	32	32	33	33	35			
障がいの種類や程度により、支給・修理できるものが異なります。	障がいの種類や程度により、支給・修理できるものが異なります。	障がいの程度により受けられるサービスに違いがあります。詳しくはお問い合わせください。	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△			
			○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△	
					△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△				△
					△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△				△
					△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△				△
					△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△				△
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		△
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		△
					△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○		△
					△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○		△
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		△
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		△
					△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○		△
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		△
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		△
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		△
			△													△					
			△													△					
			△																		

3 税の減免

所得税・住民税

本人、控除対象配偶者または扶養親族に障がいをお持ちの方がいる場合、総所得金額などから障害者控除を差し引くことができます。

内容	対象者	所得税	住民税
		控除額	控除額
障害者控除	身体障害者手帳3級～6級	一人当たり 27万円	一人当たり 26万円
	療育手帳B、C		
	精神障害者保健福祉手帳2級、3級		
特別障害者控除	身体障害者手帳1級、2級	一人当たり 40万円	一人当たり 30万円
	療育手帳④、A		
	精神障害者保健福祉手帳1級		
同居特別障害者扶養控除	控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合	一人当たり 75万円	一人当たり 53万円
前年度所得が125万円以下の障害者	本人が障害者で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合		非課税

【 手続方法 】

確定申告または年末調整のときに、障害者手帳を提示してください。

【 お問い合わせ先 】

所得税 → 太田税務署（43ページ⑬）

住民税 → 市役所 税務徴収課 市民税グループ（43ページ⑧）

自動車税(環境性能割、種別割)・ 軽自動車税(環境性能割、種別割)の減免

心身に障がいがある方が使用(所有)する自動車、心身に障がいがある方のためにこの方と生計を一にする方が使用(所有)する自動車、又は心身に障がいがある方のために常時介護する方が使用する自動車は、一定要件を満たす場合に、自動車税(環境性能割、種別割)・軽自動車税(環境性能割、種別割)が減免(免除)されます。障がい者の方1人につき1台が対象となります。

手続きに必要なもの

1. 障害者手帳
2. 運転者の運転免許証
3. 納税義務者の印鑑
4. 減免申請書
5. 生計を一にすることを示す書類（障がい者・運転者・所有者がそれぞれ異なる場合）
6. 納税通知書

療育手帳

「④」または「A」の判定を受けている方

精神障害者保健福祉手帳

障がい等級が1級の方のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている方もしくは当該障碍の治療のために通院をしている方

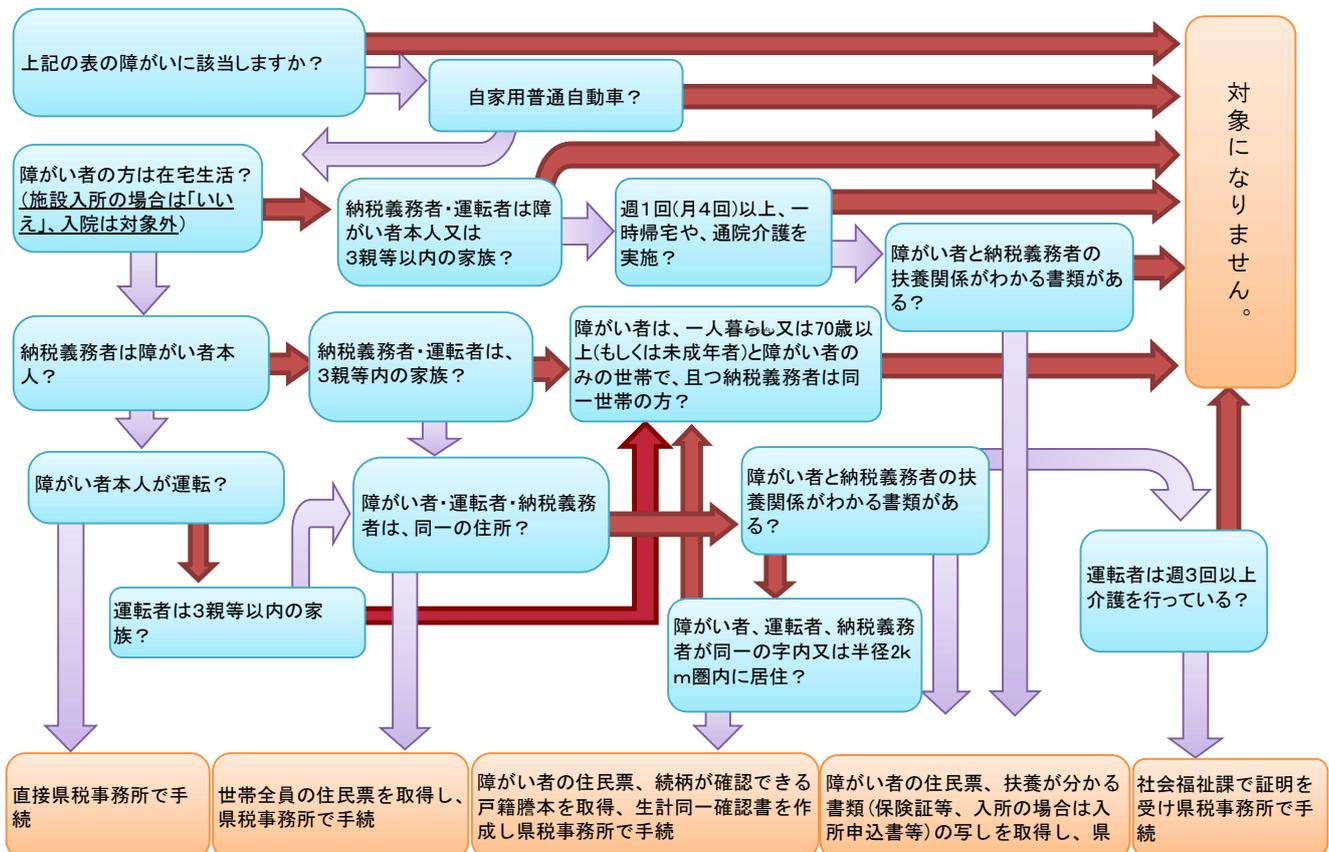
障がいの区分		身体障害者手帳					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい		●	●	●	●		
聴覚障がい			●	●			
平衡機能障がい				●			
上肢障がい		●	●				
下肢障がい		●	●	●	○	○	○
体幹機能障がい		●	●	●		○	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	●	●				
	移動機能	●	●	●	●	●	●
心臓機能障がい		●		●			
じん臓機能障がい		●		●			
呼吸器機能障がい		●		●			
ぼうこうまたは直腸機能障がい		●		●			
小腸機能障がい		●		●			
音声機能障がい(こう頭摘出の場合に限る) (音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい)				●			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		●	●	●			
肝臓機能障がい		●	●	●			

●:減免該当 ○:障がい者が運転する場合に限り減免該当

チャートでチェック

※自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)の場合

はい: いいえ:



※軽自動車税(種別割)の減免については必要書類等が異なります。

詳しくは市役所 税務徴収課 市民税グループまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)→水戸県税事務所自動車税分室(029-247-1297)

自動車税(種別割)→常陸太田県税事務所 (43ページ ⑭)

軽自動車税(種別税)→市役所 税務徴収課 市民税グループ (43ページ ⑧)

4 医療費助成制度

医療福祉制度(マル福制度)

医療福祉費支給制度(マル福)とは、健康保険証を利用して病院や薬局を受診した時に、窓口で支払う一部負担金(患者負担金)の費用を助成する制度です。医療費における経済的負担を軽くし、生活の安定と福祉の向上のために実施しています。

重度心身障害者	自己負担
<p>① 身体障害者手帳1級または2級を交付された方</p> <p>② 内部障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)3級の身体障害者手帳を交付された方</p> <p>③ 療育手帳のAまたはAを交付された方</p> <p>④ 精神保健福祉手帳1級</p> <p>⑤ 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下</p> <p>⑥ 特別児童扶養手当1級</p> <p>⑦ 障害年金の1級を受給している方</p> <p>※前年度の所得が一定以上であった場合は対象となりません</p>	<p>● 外来・入院自己負担金なし</p> <p>ただし、食事代、差額ベッド代等は自己負担です。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【手続きに必要なもの】 健康保険証、印かん、通帳 該当する下記の手帳等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○身体障害者手帳、療育手帳 ○障害福祉年金または障害年金の証書 ○特別児童扶養手当証書</p> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <p>【お問い合わせ先】 市役所 医療保険課 (43ページ ⑥) 各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)</p> <p>【その他】 県外の病院等受診や治療材料等の場合は一時立替払いをし、後日領収書等を添付して還付を受けます。</p> </div> </div>	

障がい認定による後期高齢者医療制度

一定の障がい程度にある65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度を選択することができます。

対 象 者	自己負担
① 国民年金法における障害年金1級または2級を受給している方 ② 身体障害者手帳1級、2級、3級を交付された方 ③ 次の障がいの4級の方 ・音声言語機能の著しい障がい ・両下肢のすべての指を欠く ・一下肢の下腿1/2以上を欠く ・一下肢の機能の著しい障がい ④ 療育手帳のAまたはAを交付された方 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を交付された方	所得に応じて1割または3割
【手続きに必要なもの】 健康保険証、印かん 障害者手帳(身体、療育、精神)または障がいの状態を明らかにする書類(年金証書等) 【お問い合わせ先】 市役所 医療保険課 (43ページ ⑥) 各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)	

自立支援医療(更生医療)

身体に障がいをお持ちの方が、その障がいを除去したり軽くしたりするための治療を受けるとき、必要な医療費を助成します。

原則として、医療費の1割が自己負担となります。ただし、所得に応じて月の負担上限額が決められているため、負担が重くなりすぎないようにしています。

対象者	対象医療
身体障害者手帳を交付された18歳以上の方	人工透析、人工関節置換術、水晶体摘出術、ペースメーカー埋込術、形成術。 ※対象となる治療はほかにもあります。詳しくはお問い合わせください。
【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳、健康保険証、印かん、指定医療機関の意見書 ※意見書の様式は窓口にご用意してあります。指定医療機関についてはお問い合わせください。	
【お問い合わせ先】 市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①) 各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)	

自立支援医療(育成医療)

身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がいを除去したり軽くしたりするための治療を受けるとき、必要な医療費を助成します。

原則として、医療費の1割が自己負担となります。ただし、所得に応じて月の負担上限額が決められているため、負担が重くなりすぎないようにしています。

対象者	対象医療
18歳未満の児童で、身体障害者手帳を交付された方、または疾患を放置した場合に障がいを残すと認められる方	人工透析、人工関節置換術、水晶体摘出術、ペースメーカー埋込術、形成術。 ※対象となる治療はほかにもあります。詳しくはお問い合わせください。
【手続きに必要なもの】 健康保険証、印かん、指定医療機関の意見書、身体障害者手帳(お持ちの方のみ) ※意見書の様式は窓口にご用意してあります。指定医療機関についてはお問い合わせください。	
【お問い合わせ先】 市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①) 各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)	

自立支援医療(精神通院)

精神疾患等で通院医療が必要な方に対し、必要な医療費の一部を公費で負担します。原則として、医療費の1割が自己負担となります。

対象者	内容
精神疾患により通院医療を受けている方	精神通院に係る医療費の1割が自己負担となります。 ※所得に応じて月額自己負担上限額が設けられます。
<p>【手続きに必要なもの】 印かん、健康保険証(同じ種類の保険証を使っているご家族の方全員分)、診断書</p> <p>【お問い合わせ先】 市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①) 各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)</p>	

精神障害者医療福祉助成事業

自立支援医療費(精神通院)を給付されている方に、医療福祉助成金を支給する常陸大宮市独自の制度です。

対象者	内容															
自立支援医療費(精神通院)を給付されている方	実費負担分を上限額5,000円まで助成															
<p>医療費のうち、自己負担した額を、ひと月5,000円まで助成します。 (例) 自己負担上限額が2,500円の方は、月額2,500円が上限 自己負担上限額が10,000円の方は、月額5,000円が上限</p> <p>【申請時期】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付締切日</th> <th>振込予定日</th> <th>対象月(診療月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期 : 6月20日</td> <td>7月中旬</td> <td>3月分、4月分、5月分</td> </tr> <tr> <td>第2期 : 9月20日</td> <td>10月中旬</td> <td>6月分、7月分、8月分</td> </tr> <tr> <td>第3期 : 12月20日</td> <td>1月中旬</td> <td>9月分、10月分、11月分</td> </tr> <tr> <td>第4期 : 3月31日</td> <td>4月中旬</td> <td>12月分、1月分、2月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>【お問い合わせ先】 市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①) 各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)</p>		受付締切日	振込予定日	対象月(診療月)	第1期 : 6月20日	7月中旬	3月分、4月分、5月分	第2期 : 9月20日	10月中旬	6月分、7月分、8月分	第3期 : 12月20日	1月中旬	9月分、10月分、11月分	第4期 : 3月31日	4月中旬	12月分、1月分、2月分
受付締切日	振込予定日	対象月(診療月)														
第1期 : 6月20日	7月中旬	3月分、4月分、5月分														
第2期 : 9月20日	10月中旬	6月分、7月分、8月分														
第3期 : 12月20日	1月中旬	9月分、10月分、11月分														
第4期 : 3月31日	4月中旬	12月分、1月分、2月分														

指定難病特定医療費助成制度

対象疾病(令和3年11月1日より338疾患)に罹患し、医療機関においてその治療を受けている方に対し医療費を助成します。

ただし、助成の対象となるのは、県から指定を受けた「指定医療機関」(病院・診療所・保険薬局・訪問看護事業者等)で受けた指定難病及びその指定難病による傷病に関する医療等に限りです。

対象者	内容
指定難病(338疾患)に罹患し、治療を受けている方	所得に応じて、自己負担上限月額が定められています。

【お問い合わせ先】

常陸大宮保健所 (43ページ ⑮)

小児慢性特定疾病医療費助成制度

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患については、治療期間が長く、医療負担が高額となります。児童の健全育成を目的とし、家族の医療費負担軽減につながるよう医療費の自己負担分を助成するものです。

対象者	内容
支給対象となる788疾患に罹患している18歳未満の児童	医療費の自己負担分の一部を助成。

【お問い合わせ先】

常陸大宮保健所 (43ページ ⑮)

5 年金と手当

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中に初診日があり、法律に定める障がいの状態になったときに支給されます。ただし、初診日において保険料の納付要件を満たしていることが条件です。

※身体障害者手帳の等級とは認定基準が異なります。

【対象者】

国民年金の納付要件を満たしている方、または20歳になる前から障がいのある方で、障がいの程度が法律に定める1級または2級に該当する方。

等級	年金の額(67歳以下の方)	年金の額(68歳以上の方)
1級	993,750円(年額)	990,750円(年額)
2級	795,000円(年額)	792,600円(年額)

※令和5年4月分からの年金額

【お問い合わせ先】

市役所 医療保険課 医療・年金グループ (43ページ ⑥)
各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

障害児福祉手当・特別障害者手当

精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。

名称	対象者	金額
障害児福祉手当	重度の身体・知的・精神の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする20歳未満の方。 ○ 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳の(A)程度の方 ※前年度の所得が一定以上であった場合や入所中は受給できません。	15,220円/月
特別障害者手当	重度の身体・知的・精神の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする在宅の20歳以上の方。 ○ 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳の(A)程度の方 (身体障がいの場合、おおむね寝たきりの状態の方) ※前年度の所得が一定以上であった場合や入所・入院中は受給できません。	27,980円/月

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)
各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

在宅心身障害児福祉手当

身体、知的または精神の障がいを持つ在宅の20歳未満の障がい児を養育している保護者に支給します。

対 象 者	金 額
20歳未満の児童で次の①または②の手帳をお持ちの方 ①1級から4級(4級は内部障がいのみ)の身体障害者手帳を交付された方 ②A、A、Bの療育手帳を交付された方	3,000円/月

※障害児福祉手当とは併給できません。

【お問い合わせ先】

市役所 こども課 (43ページ ③)

各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を養育している方に支給します。

等級	対 象 者(手帳等による等級の目安)	金 額
1級	身体障害者手帳がおおむね1級、2級 (内部的疾患は例外が有ります) 療育手帳AまたはA 精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級	53,700円/月
2級	身体障害者手帳がおおむね3級 (内部的疾患は例外が有ります) 療育手帳がおおむねB 精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級	35,760円/月

※前年の所得が一定額以上だった場合や、児童が障がいによる公的年金を受給できる場合、児童が児童福祉施設に入所している場合は、対象となりません。

【お問い合わせ先】

市役所 こども課 (43ページ ③)

各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

心身障害者扶養共済

障がい者(児)の保護者が加入者となって一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一のことがあった場合に障がい者(児)に年金を給付する制度です。

対象者	掛金	給付金
次のいずれかの障がい者を養育している65歳未満の保護者の方 ①知的障がい者 ②身体障害者手帳1級、2級、3級を交付された方 ③精神または身体に①や②と同程度の永続的な障がいのある方	1口当たり 9,300～23,300円 ※加入年齢によって異なります。	1口あたり 20,000円/月

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)
 各支所 総合窓口・地域振興グループ(43ページ ⑨～⑫)

難病患者福祉見舞金

指定難病特定医療費受給者証又は一般特定疾患医療受給者証を交付された難病患者の方に見舞金を支給します。

対象者	金額
国が定める対象疾患に罹患していて、茨城県が発行する指定難病特定医療費受給者証又は一般特定疾患医療受給者証を交付された方	20,000円/年

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)

6 補装具と日常生活用具

補装具

身体障がい者(児)や難病患者等の体の不自由なところを補うための用具を交付、または用具の修理や貸与にかかる費用の一部を支給します。

※必ず購入・修理の前にご相談ください。

障がいの別	主なもの	機能等
肢体不自由	義肢(義手・義足)	手足の機能を補完するための人工的な手足。
	装具(上肢・下肢・靴型など)	四肢や体幹の機能障がいの軽減を目的とする補助用具。
	車いす	歩行困難な者が移動に利用するもの。 普通型・手押し型など。
	電動車いす	バッテリーを電源とし、モーターで動く車いす。 普通型・簡易型など
	歩行補助つえ	歩行を補助するもので、松葉杖や多点つえ、肘の下が固定されぐらつきにくいもの(ロフストランドクラッチ)など
	歩行器	六輪型、四輪型など歩行を補助するための機器で、安定した姿勢保持と転倒防止のためのもの。
視覚障がい	眼鏡	矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡など。
	安全つえ	普通用や携帯用など。
聴覚障がい	補聴器	ポケット型・耳掛け型・耳あな型など。(身体障害者手帳の等級及び生活状況により、支給できる種類が決まっています。)
重度の肢体不自由 および音声・言語障がい	意思伝達装置	手の指先、足、目のまばたきなどでスイッチを操作して、短文の選択や、文字をひろって文章の作成ができる装置。
難病患者等	車いす・意思伝達装置	

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)
各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

日常生活用具

障がいをお持ちの方が生活しやすくするために、障がいに応じた日常生活用具を給付、または貸与します。必ず購入・借用の前にご相談ください。

【日常生活用具の種類】

給付、貸与の対象となる日常生活用具は次頁一覧のとおりです。対象者の要件など、詳しくはお問い合わせください。

日常生活用具の品目

種 目	品 目	種 目	品 目
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	在宅療養等支援用具	透析液加温器
	特殊マット		ネブライザー(吸入器)
	特殊尿器		電気式たん吸引器
	入浴担架		酸素ボンベ運搬車
	体位変換器		盲人用体温計(音声式)
	移動用リフト		盲人用体重計
	訓練いす		盲人用血圧計
	訓練用ベッド		動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)
自立生活支援用具	入浴補助用具	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
	便器		情報・通信支援用具
	T字状、棒状のつえ(一本杖のみ)		点字ディスプレイ
	移動・移乗用支援用具		点字器
	頭部保護帽		点字タイプライター
	特殊便器		視覚障害者用ポータブルレコーダー
	火災警報器		視覚障害者用活字文書読上げ装置
	自動消火器		視覚障害者用拡大読書器
	電磁調理器		盲人用時計
	歩行時間延長信号機用小型送信機		聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用屋内信号装置		聴覚障害者用情報受信装置
排泄管理支援用具	ストマ用装具	人工喉頭	
	紙おむつ	福祉電話	
	収尿器	ファックス	
居宅生活支援用具	居宅生活動作補助用具	視覚障害者用ワードプロセッサ	
		点字図書	

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)
各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

家族介護用品支給事業

在宅で高齢者等を介護している家族等に介護用品を購入するための助成券を交付します。

【対象者】 次のいずれかの条件に該当する方を在宅で介護している方

1. 申請日現在65歳以上で、要介護3以上の認定を受けている方
2. 身体障害者(1・2級)の交付を受けている方
3. 特定疾病該当者で65歳未満の介護保険認定者(要支援状態に該当するものを除く。)

※ただし、在宅の方に限ります。(入院・入所中及びショートステイが月の半分を超える場合は対象になりません。)

【利用限度】 年間60,000円分

ただし、次の要件にあてはまる方は、年間75,000円分

- ◇申請日現在65歳以上の方
- ◇要介護3以上の認定を受けている方
- ◇前年度の市民税が非課税の世帯に属する方

【利用方法】 市役所または各支所で利用の申請をして、助成券の交付を受けてから、指定の販売品で介護用品を購入してください。

※助成券を利用して購入できる介護用品は、「紙おむつ、尿取りパット(軽失禁用は除く)、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、防水シート、防水シート」です。それ以外のものは購入できません。

【お問い合わせ先】

市役所 長寿福祉課 (43ページ ⑤)

各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

担当地域包括支援センター TEL 53-6810

山方・美和・緒川・御前山の方: 北部担当地域包括支援センター TEL 57-3326

緊急通報システム設置事業

緊急事態に対応するためボタン一つで消防署へ連絡できる緊急通報システムを貸与します。

【対象者】 次のいずれかに該当する方

1. おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
2. おおむね65歳以上の病弱な高齢者のみの世帯に属する方
3. ひとり暮らしの重度身体障がい者

【利用方法】 申請書に必要事項を記入し、民生委員経由で申請を行います。機器の管理は利用者になります。

【利用者負担】 前年度所得に応じて負担金有

【お問い合わせ先】

市役所 長寿福祉課 (43ページ ⑤)

各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

担当地域包括支援センター TEL 53-6810

山方・美和・緒川・御前山の方: 北部担当地域包括支援センター TEL 57-3326

7 日常生活の支援

障害福祉サービス

【1】障害福祉サービス利用までの流れ



《障害支援区分とは》

支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて**必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。**

【2】常陸大宮市周辺の「指定特定相談事業者」

市町名	No	事業所名	住所	電話	備考	
					障害者	障害児
常陸大宮市	1	常陸大宮市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	北町388-2	0295-58-5070	○	○
	2	みわ障害者相談支援事業所	鷲子2023-2	0295-58-3882	○	
	3	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 慈雍厚生園	野口1635	0295-55-2727	○	○
	4	障害者支援施設 やまびこ厚生園	国長993	0295-56-2254	○	
	5	らいおんハート 児童発達相談支援事業所 常陸大宮	小倉1517	090-9807-4991		○
	6	指定相談支援事業所 こここ	宇留野3051-3	0295-55-7373	○	○
	7	相談事業所LISHA	東野4457-1	080-5349-9246	○	○
那珂市	1	障害者相談支援事業所 えくぼ	後台1495-1	029-353-1165	○	○
	2	児童デイサービス キッズハウス どんぐり	菅谷4384-1	029-219-7073		○
	3	ぎふう工房(ぼこりっと)	菅谷3135-2	029-219-6551	○	○
常陸太田市	1	ひまわり相談支援事業所	松平町364-1	0294-85-2058	○	○
	2	相談支援事業所 たんたん	金井町1901	0294-72-2213	○	○
	3	常陸太田市社会福祉協議会 指定相談支援事業所	稲木町33	0294-73-1717	○	○
	4	相談支援事業所 山里舎	西河内中町630-1	0294-78-0770	○	○
大子町	1	メンタルヘルス・トラステーション きらり	大子841	0295-72-5881	○	○

《作成を依頼するサービス等利用計画（案）とは》

相談支援専門員が障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、**利用者の支援を行う総合的な支援計画(案)**です。

【3】 障害福祉サービスの種類

サービスの種類			障害支援区分						
			1	2	3	4	5	6	
訪問系	介護	居宅介護	身体介護	●	●	●	●	●	●
			家事援助	●	●	●	●	●	●
			通院等介助(身体介護伴う)	-	●	●	●	●	●
			通院等介助(身体介護無し)	●	●	●	●	●	●
			通院等乗降介助	●	●	●	●	●	●
		重度訪問介護	重度包括	-	-	-	●	●	●
			障害支援区分6	-	-	-	-	-	●
		行動援護	-	-	●	●	●	●	
		重度障害者等包括支援	-	-	-	-	-	●	
		同行援護	身体介護伴う ※	-	●	●	●	●	●
	身体介護無し ※		-	-	-	-	-	-	
	短期入所	障害者	●	●	●	●	●	●	
		障害児	●	●	●	●	●	●	
	居宅系	訓練	施設入所支援	-	-	※	●	●	●
共同生活援助(GH)			-	※	※	※	※	※	
宿泊型自立訓練			-	-	-	-	-	-	
日中活動系	介護	療養介護	療養介護	-	-	-	-	●	●
		生活介護	生活介護	-	※	●	●	●	●
	訓練	自立訓練	機能訓練	-	-	-	-	-	-
			生活訓練	-	-	-	-	-	-
		就労移行支援	-	-	-	-	-	-	
		就労継続支援	A型	-	-	-	-	-	-
B型	-		-	-	-	-	-		
障害児	児童発達支援	-	-	-	-	-	-		
	医療型児童発達支援	-	-	-	-	-	-		
	放課後等デイ	-	-	-	-	-	-		
	保育所等訪問支援	-	-	-	-	-	-		

※印の付いた障害支援区分については要確認

サービス内容
<p>居宅介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ■入浴、排せつ及び食事等の介護 ■調理、洗濯及び清掃等の家事 ■生活等に関する相談及び助言 ■その他生活全般にわたる援助 <p>通院等介助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■病院への通院及び官公庁への手続き等の移動介助 <p>※ 障害支援区分及び認定調査内容に条件有り</p>
■重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事等のサービスを総合的に行う。
■知的又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者につき、外出時における移動中の介護その他のサービスを提供する。
■常時介護を要する障害者等につき、居宅介護その他の福祉サービスを包括的に提供する。
■視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、移動の援護その他のサービスを提供する。
■居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、施設に短期間入所をさせ日常生活上の支援を行う。
■施設に入所する障害者につき、主として、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援を行う。
■共同生活を営むのに支障のない障害者であって、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う。
■食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を昼夜間を通じ行う。
■医療を要する障害者につき、病院その他の施設において医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。
■常時介護を要する障害者等につき、障害者支援施設等において日常生活の介護及び生産活動の機会の提供を行う。
■理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を行う。
■食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。
通常の仕事所に雇用されることが可能と見込まれる者に対し、①生産活動、職場体験等の活動の機会、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。②職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。
通常の仕事所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく 就労が可能である者 に対して、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の支援を行う。
通常の仕事所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく 就労が困難である者 に対して、就労・生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
■日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
■児童発達支援及び治療を行う。
■授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
■保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

7 地域生活支援事業

障がいをお持ちの方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、様々な事業を行っています。

自動車改造費補助金

障がい者自らが就労等に伴い、所有・運転する自動車の改造に要する経費の一部を補助します。

【対象者・利用料】

対象者	補助額
① 上肢障害1級または2級の身体障害者手帳を交付された方 ② 下肢障害1級または2級の身体障害者手帳を交付された方 ③ 体幹機能障害1級または2級の身体障害者手帳を交付された方	上限額10万円

※対象となるのは、ハンドル・アクセル・ブレーキなどの改修です。
改造する前に必ずご相談ください。
前年の所得が一定額以上だった場合は、対象となりません。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ（43ページ ①）

自動車運転免許取得費助成事業

心身障がい者が就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合に、指定自動車教習所において教習を受けるために必要な経費の一部を助成します。

【対象者・利用料】

対象者	補助額
① 4級以上の身体障害者手帳を交付された方 ② 療育手帳を交付された方	上限額10万円

※教習所に入所する前にご相談ください。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ（43ページ ①）

重度障害者住宅リフォーム助成事業

障がい者または、同居の家族の居住環境の改善を図るために必要な経費の助成をします。

【対象者・利用料】

対象者	補助額
①下肢障害1級または2級の、身体障害者手帳を交付された方 ②体幹機能障害1級または2級の、身体障害者手帳を交付された方 ③乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)1級または2級の身体障害者手帳を交付された方 ④療育手帳(A)を交付された方	対象工事費用に 4分の3を掛けた額 (上限42万円)

※ 施工前に相談・申請が必要となります。
前年の所得が一定額以上だった場合は、対象となりません。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)

手話通訳者派遣事業

聴覚、言語機能または音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な方に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

【対象者・利用料】

対象者	利用料
聴覚、言語機能または音声機能の身体障害者手帳を交付された方	サービスの利用料は無料ですが、派遣された通訳者の交通費などは、利用者の負担となります。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)

訪問入浴サービス

日常生活のほとんどにおいて介護が必要な重度の身体障がいをお持ちで、自宅での入浴が困難な方に、訪問入浴サービスを提供します。

【対象者・利用料】

対象者	利用料
次の3つの要件を満たす方 ①重度の身体障がいをお持ちで、自宅での入浴が困難な方 ②医師に入浴可能と認められた方 ③家族などの立会いが可能な方	利用料金の1割を自己負担 (課税状況により免除される場合があります)

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)

移動支援事業

障がい者、障がい児の方の社会的不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために必要な外出時の移動を支援します。

【対象者・利用料】

対象者	利用料
①身体障害者手帳を交付された方 (注) ②療育手帳を交付された方 ③精神障害者保健福祉手帳を交付された方	利用料金の1割を自己負担 (課税状況により免除される場合があります)

(注)屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障がい者、全身性障がい者およびこれに準ずる者

【利用金額】

サービスの種類	30分未満	30分～1時間未満	1時間～1.5時間未満	以降30分毎
身体介護を伴う	2,300円	4,000円	5,800円	750円
身体介護を伴わない	800円	1,500円	2,250円	700円

※利用可能事業所の一覧は、40ページにあります。詳細についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)

日中一時支援事業

介護者の方が、一時的に外出・休息をするために、障がい者等の日中における活動の場を確保します。

対象者	利用料
①身体障害者手帳を交付された方 ②療育手帳を交付された方 ③精神障害者保健福祉手帳を交付された方	利用料金の1割を自己負担 (課税状況により免除される場合があります)

【利用金額】

利用時間	利用金額
利用時間が1日につき6時間未満	一人につき4,000円/回
利用時間が1日につき6時間以上	一人につき6,000円/回
重症心身障害児が重症心身障害児施設を1日につき6時間未満利用した場合	一人につき6,000円/回
重症心身障害児が重症心身障害児施設を1日につき6時間以上利用した場合	一人につき12,000円/回

※利用可能事業所の一覧は、39ページにあります。詳細についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)

配食サービス事業

栄養のバランスのとれた食事を提供し、その費用の一部を助成するとともに安否確認を行います。

【対象者】 高齢・心身の障がい及び疾病等の理由により食事の支度が困難な方で、次のいずれかの条件に該当する方

1. おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
2. 高齢者のみの世帯に属する方
3. 障がい者または難病患者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び難病の医療受給者証の交付を受けている方)

【利用料】 利用者負担 1食300円

【利用限度】 週7回以内

【利用方法】 市役所または支所、地域包括支援センターで利用の申請をしてご利用ください。その際はアセスメント票(申請の際に作成)の提出が必要になります。

【お問い合わせ先】

市役所 長寿福祉課 (43ページ ⑤)

各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

担当地域包括支援センター TEL 53-6810

山方・美和・緒川・御前山の方: 北部担当地域包括支援センター TEL 57-3326

8 交通機関の割引制度

有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。

【対象要件と割引対象者】

対象要件	障害種別	割引対象者
身体障害者手帳または、療育手帳を交付された方	第1種障害者	障がい者本人とその同乗者
	第2種障害者	障がい者本人

【申請方法】

障がい者1人につき、事前に車を1台登録します。登録できる車の車種や所有者についても要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

手続の種類	必要書類
ETCを利用されない場合	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証又は軽自動車届出済証 ③運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ)
ETCを利用される場合	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車検査証又は軽自動車届出済証 ③運転免許証(障がい者ご本人が運転される場合のみ) ④ETCカード(障がい者ご本人名義のもの) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの

注1) 割引の有効期間は2年間です。

注2) 更新の手続きは、有効期限の2か月前からできます。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)
各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

県内バス(路線)運賃の割引

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方が路線バスを利用する場合、運賃が割引になります。精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方路線バス(高速バス除く)運賃の割引については、下記の8事業者が実施しています。割引運賃額等については各路線バス事業者にお問い合わせください。

【対象要件と割引内容】

障害種別	割引対象者	割引率
第1種障害者	障がい者本人とその介護者	各運行会社によって異なります。 詳しくは運行会社にお問い合わせください。
第2種障害者	障がい者本人	

〈精神障害者福祉手帳割引業者〉 関東鉄道、茨城交通、日立電鉄交通サービス、大和交通自動車、椎名観光バス、昭和観光バス、茨城急行自動車、朝日自動車

【お問い合わせ先】

各運行会社にお問い合わせください。

JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

【対象要件と割引内容】

適用範囲	割引対象乗車券	割引率	記 事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
	回数乗車券		
	普通急行券		
第1種障害者とその介護者、又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

【お問い合わせ先】

JR東日本お問い合わせセンター ☎ 050-2016-1600

タクシー料金割引

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方がタクシーを利用する場合、料金が割引になります。

【割引内容】

1割引

【お問い合わせ先】

茨城県ハイヤー・タクシー協会 ☎ 029-247-6602 FAX 029-247-2114

航空運賃の割引

身体障がい者(12歳以上)、知的障がい者(12歳以上)、精神障がい者(12歳以上)及びその介護者の方が国内航空を利用する場合、運賃が割引になる場合があります。

【お問い合わせ先】

各運行会社にお問い合わせください。

大洗カーフェリー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がフェリーを利用する場合、運賃が割引になります。

【対象要件と割引内容】

対象者	割引対象となる運賃	割引率
第1種障害者とその介護者(1名)	旅客運賃	50%
	乗用車運賃	10%
第2種障害者	旅客運賃	50%
	乗用車運賃(障がい者本人が運転する場合のみ)	10%

【お問い合わせ先】

商船三井フェリー ☎029-267-4133

福祉タクシー

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の受給者証をお持ちの方のタクシー利用料金を一部助成します。

【対象者・利用者負担額】

対象者	タクシー利用料金	負担額
一般の公共交通機関の利用が困難、または 下肢が不自由で以下のいずれかにあてはまる方 ①満65歳以上の方 ②身体障害者手帳をお持ちの方 ③療育手帳をお持ちの方	1,000円以下	400円
	1,001円から2,000円	800円
	2,001円から3,000円	1,200円
	3,001円から4,000円	1,600円
	4,001円から5,000円	2,000円
	5,001円以上	利用料金から3,000円を控除した額

【利用方法】

申請後、利用券を交付します。タクシーに乗ったときに利用券を渡して、料金に応じた負担額を支払います。

※年48回まで利用できます。(往路、復路をそれぞれ1回として数えます。)申請する月によって交付できる券枚数が変わりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

市役所 長寿福祉課 (43ページ ⑤)
 各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

9 その他の福祉

いばらき身障者等用駐車場利用証

障がい者や難病患者などの方が、ショッピングセンターや公共施設にある身障者等用駐車場(車椅子マークのある駐車スペース)を利用しやすくするため、利用証を発行します。

【対象者】

下記のいずれかにあてはまり、かつ歩行困難な方。

〈いばらき身障者等用駐車場利用証交付基準より〉

区 分		等 級	必要な書類
視覚障害		4級以上	身体障害者手帳
聴覚障害		3級以上	
平衡機能障害		5級以上	
肢体不自由	上肢	2級以上	
	下肢	6級以上	
	体幹	5級以上	
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	
移動機能		6級以上	
内部障害	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害 肝臓機能障害	4級以上	
知的障害者	療育手帳(A)又はA	療育手帳	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳	
高齢者	要介護状態区分「要介護1」以上	介護保険被保険者証	
難病患者	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方 小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方	指定難病特定医療費受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠7ヶ月～ 産後6ヶ月の方	母子健康手帳	

【申請・利用方法】

上記の必要な書類をお持ちになり窓口で申請してください。

申請後、利用証を交付します。車内の外から見えるところ(ルームミラーなど)に掛けて使用してください。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)

各支所 総合窓口・地域振興グループ (43ページ ⑨～⑫)

NHK受信料の減免

世帯に障がい者がいる場合、NHKの受信料が全額、もしくは半額免除される場合があります。

【対象要件】

〈NHK放送受信料の免除基準より〉

障害種別	全額免除	半額免除
身体障害	身体障害手帳を交付された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合	世帯主が視覚、または聴覚の身体障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合
		世帯主が1級、または2級の身体障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合
知的障害	療育手帳を交付された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合	世帯主が㊸、またはAの療育手帳を持ち、かつ受信契約者の場合
精神障害	精神障害者保健福祉手帳を交付された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が非課税の場合	世帯主が1級の精神保健福祉手帳を持ち、かつ受信契約者の場合

【手続きに必要なもの】

障害者手帳、印かん

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ（43ページ①）
各支所 総合窓口・地域振興グループ（43ページ⑨～⑫）

【提出先】

NHK水戸放送局 営業部受信料担当
〒310-8790 水戸市大町3-4-4
☎029-232-9811 FAX 029-232-9874（平日10:00～17:00）

はり・きゅう・マッサージ施術費助成

はり・きゅう・マッサージの施術費を助成します。

【対象者・利用方法】

対象者	利用方法
① 70歳以上の方 ② 1級、もしくは2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ③ 60歳以上で、3～6級の身体障害者手帳をお持ちの方	申請後、利用券を交付します。利用する際に、利用券を渡し、利用者負担金を支払います。 ※ 指定の施術機関でのみ利用できます。 ※ 年間10回まで利用できます。

【利用者負担額】

利用料金から1,000円を控除した額

【お問い合わせ先】

市役所 長寿福祉課（43ページ⑤）
各支所 総合窓口・地域振興グループ（43ページ⑨～⑫）

NTT無料番号案内

NTTに事前登録することで、104番への電話番号の問い合わせを無料で利用できます。

【対象者・お問い合わせ先】

対 象 者	お問い合わせ先
次のいずれかにあてはまる方 ①視覚障がいの身体障害者手帳を交付された方 ②上肢、体幹、脳原生運動機能障がいの1級、または2級の身体障害者手帳を交付された方 ③療育手帳を交付された方 ④精神障害者保健福祉手帳を交付された方	NTTふれあい案内 ☎0120-104-174

郵送等による不在者投票

身体に重い障がいがある方で、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

【対象者】

手帳の種類	障害などの種別	等級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能の障がい	1級、3級
	肝臓、免疫機能の障がい	1～3級
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【手続方法】

- ①常陸大宮市選挙管理委員会で、郵便等投票証明書の発行を受けてください。
必要なもの： 申請書、身体障害者手帳または介護保険の被保険者証
- ②常陸大宮市選挙管理委員会に、「投票用紙・投票用封筒」を請求してください。
必要なもの： 請求書、郵便等投票証明書

【お問い合わせ先】

常陸大宮市選挙管理委員会 ☎0295-52-1111

生活福祉資金の貸付

貸付の対象となる世帯には、いくつかの条件があります。
※詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

常陸大宮市社会福祉協議会 総務係・地域福祉係 ☎0295-53-1125

NET119緊急通報システム

NET119緊急通報システムは、聴覚や発話に障がいのある方が利用できるシステムです。ご自身の携帯電話やスマートフォンを使い、119番に通報できます。登録する携帯電話・スマートフォンが、インターネット及びメールサービスに加入していることが必要です。

対象者	必要なもの	お問い合わせ先
聴覚・言語機能の身体障害者手帳を交付された方	①身体障害者手帳 ②携帯電話・スマートフォン ③緊急連絡先等の情報	常陸大宮市消防本部 警防課 ☎0295-54-0119

避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者支援制度とは、災害があった場合に、避難の支援が必要な方について、本人の同意に基づき平時から登録した情報を区長や民生委員、消防本部などに提供することで、災害時の安否確認や避難誘導に役立つものです。対象となる方は下表のとおりです。

登録を希望する方は、お住まいの地区担当の民生委員又は市役所社会福祉課の窓口にて申請書をお渡します。

対象者	申請・利用方法
①75歳以上のみの高齢者世帯に属する方 ②要介護認定3～5を受けている方 ③身体障害者手帳の1級または2級の認定を受けていて、障害種別が第1種の方 ④療育手帳のA又はAの認定を受けている方 ⑤精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の認定を受けていて、単身世帯の方 ⑥特定疾患または小児慢性特定疾患重症認定患者 ⑦その他支援が必要と市長が認めた方	「避難行動要支援者申請書兼避難支援プラン」へ必要事項を記入及び押印のうえ、お住まいの地区担当の民生委員、市役所社会福祉課及び各支所の窓口に提出してください。



区長，民生委員，消防署等に情報を提供し，災害時の支援に役立てます

※①～⑦に該当する場合であっても、自力又は同居する家族等のみで避難できる方や施設等へ入所されている方は対象外となります。

【救急キットの配布】

避難行動要支援者名簿に登録された方の中で、希望者には民生委員を通して救急キットを配布しています。救急キットは、安全・安心を確保するために「かかりつけ医」、「薬剤情報提供書(写)」などの医療情報を自宅に保管しておくことで、万一の救急時に救急隊員が速やかな医療活動を行えるように備えるものです。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ (43ページ ①)

駐車禁止除外指定車標章の交付

下記の手帳等を所持する歩行困難な方が申請することにより道路標識等により駐車が禁止された場所及び時間制限駐車区間に駐車が可能となります。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等の所持者又は介護者。
色素性乾皮症の診断を受けた方。

【お問い合わせ先】

大宮警察署 ☎0295-52-0110

携帯電話使用料の割引

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【お問い合わせ先】

各携帯電話会社にお問い合わせください。

利用料が免除される県の都市公園施設

下記の有料公園施設の観覧料や使用料などが、全額または半額免除になります。
障がいの種別及び等級によっては該当しない場合がありますので、事前に各施設へお問い合わせください。

【利用方法】

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を持参してください。

都市公園名	電話番号	免除される利用料等
国営ひたち海浜公園	029-265-9001	入園料
つくばエキスポセンター	029-858-1100	入館料
茨城県近代美術館	029-243-5111	入館料
つくば美術館	029-856-3711	入館料
天心記念五浦美術館	0293-46-5311	入館料
茨城県陶芸美術館	0296-70-0011	観覧料
茨城県自然博物館	0297-38-2000	入館料
茨城県立歴史館	029-225-4425	入館料
フラワーパーク	0299-42-4111	入園料
茨城県植物園	029-295-2150	入園料
アクアワールド茨城県大洗水族館	029-267-5151	入場料
偕楽園	029-244-5454	好文亭入館料
弘道館公園	029-231-4725	入館料
笠松運動公園	029-298-0180	利用料金
砂沼広域公園	0296-43-6661	砂沼サンビーチ
港公園	0299-92-5155	展望塔
大子広域公園	02957-2-5824	室内水泳プール

10 相談の窓口

民生委員・児童委員

地域の福祉増進に努める民間奉仕者として、法律に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、障がい者や児童、高齢者、生活に困っている人の相談や指導などにあたります。担当民生委員児童員の氏名、連絡先等は、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ（43ページ ①）
各支所 総合窓口・地域振興グループ（43ページ ⑨～⑫）

身体障がい者・知的障がい者相談員

障がい者やその家族の様々な相談に応じるため、常陸大宮市長に委嘱された民間の協力者です。相談員の氏名などは、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市役所 社会福祉課 社会福祉グループ（43ページ ①）
各支所 総合窓口・地域振興グループ（43ページ ⑨～⑫）

こどもの発達相談

相談内容	窓 口	お問い合わせ先
医療的なことに関する相談	茨城県立こども病院 乳幼児の疾患について、全般的に扱う医療機関です。心理外来も設置されています。	〒311-4145 水戸市双葉台3-3-1 ☎029-254-1151 (要紹介状、予約制)
教育・保育に関する相談	常陸大宮市こどもセンター 市内在住の0歳から18歳までのお子さんとその家庭をサポートし、相談に応じています。	〒319-2254 常陸大宮市北町388-2 常陸大宮市総合保健福祉センターかがやき2階 ☎0295-55-8873
	総合保健福祉センターかがやき 健診をとおして、発育・発達の状態を確認します。健診時には小児科医、保健師、家庭児童相談員などから助言を受けることができます。	〒319-2254 常陸大宮市北町388-2 ☎0295-54-7121
	中央児童相談所 個別相談や観察をとおして、養育・保育上の様々な相談に応じています。	〒310-0005 水戸市水府町864-16 ☎029-221-4150

各種相談機関

名称	内容	お問い合わせ先
常陸大宮市社会福祉協議会	市民の福祉意識の向上や、地域福祉活動の推進を行っています。 ・ボランティア活動に関する相談 ・生活福祉資金の貸付 ・心配ごと相談 ・障がい者の日常生活又は社会生活における相談	〒319-2254 常陸大宮市北町388-2 常陸大宮市総合保健福祉センターかがやき内 ☎ 0295-53-1125
茨城県福祉相談センター	身体障がい者や18歳以上の知的障がい者を対象に、医師や心理の専門スタッフが相談や援助・指導します。また、必要に応じて補装具の処方や判定も行っています。	〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 ☎ 029-221-0800
県立視覚障害者福祉センター・点字図書館	視覚障がい者の各種相談、点訳・音訳ボランティアの養成をしたり、点字・録音図書を貸し出しています。	〒310-0055 水戸市袴塚1-4-64 ☎ 029-221-0098
水戸北年金事務所	障がいを理由とした年金の受給見込み、受給資格、裁定請求など、年金についての全般的な相談窓口を開設しています。（電話での相談は受け付けていません。）	〒310-0062 水戸市大町2-3-32 ☎ 029-231-2283
県立あすなろの郷地域生活支援センター	発達に不安がある児童から、知的障がいのある成人の方までの療育や様々な相談に応じています。	〒319-0306 水戸市杉崎町1460 ☎ 029-259-0024
中央児童相談所(茨城県福祉相談センター内)	18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、専門的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きなどを行っています。	〒310-0005 水戸市水府町864-16 ☎ 029-221-4150
茨城県精神保健福祉センター	精神保健についての相談、不登校・摂食障がいなどの思春期相談、アルコールや薬物についての相談にお応えします。（相談はすべて予約制です）	〒310-0852 水戸市笠原町993-2 ☎ 029-243-2870 （面接予約専用）
常陸大宮公共職業安定所(ハローワーク)	障がい者の就職のための職業相談・職業紹介や就業後のフォローアップをしています。	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1 ☎ 52-3185
茨城障害者職業センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)	就職を希望する障がい者を対象に、ハローワークなど関係機関との連携のもと、支援やサービスの提供をしています。	〒309-1703 笠間市鯉淵6528-66 ☎ 0296-77-7373

名 称	内 容	お問い合わせ先
メンタルサポートステーションきらり	こころの相談・カウンセリング 専門スタッフが、ゆっくりと心の悩みをお聴きし、解決のお手伝いをいたします。	〒319-3526 久慈郡大子町大子841 ☎ 0295-72-5933
障害者なんでも相談室	障がい者や家族、福祉施設の関係者などの日常生活に関する相談や権利擁護、財産管理などについての相談に、専任の相談員がお応えします。	☎ 029-244-9588
身体障害者のための結婚相談	身体に障がいのある方の、結婚に関する相談に無料で応じています。	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内 ☎ 029-243-7010
茨城県難病相談支援センター	難病に悩む方々の相談をお受けしています。	〒300-0331 阿見町阿見4733 茨城県立医療大学付属病院内 ☎ 029-840-2838
ひきこもり相談支援センター	社会福祉士、精神保健福祉士、心理判定員などの専門コーディネーターがひきこもりについての相談に応じています。	〒310-0852 水戸市笠原町993-2 ☎ 029-244-1571
発達障害者支援センター	自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障がいをお持ちの方への相談・支援をしています。	〒311-3157 茨城町小幡北山2766-37 ☎ 029-219-1222
県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ	手話通訳者や要約筆記者を養成・派遣したり、字幕入りビデオなどの製作・貸し出しをしているほか、聴覚障がい者の様々な相談に応じています。	〒310-0844 水戸市住吉町349-1 ☎ 029-248-0029
茨城いのちの電話	人生(生き方、自殺、職業など)・医療・家庭・教育・対人関係の悩み、不安などについて、365日24時間体制で相談に応じています。	☎ つくば:029-855-1000 ☎ 水戸:029-350-1000 (24時間)
いばらきこころのホットライン	不登校、対人関係、社会生活、治療上の問題、家庭に関する悩みなど、心の問題全般に関する相談に応じています。	☎ 029-244-0556(平日) 0120-236-556(土日) 9時～12時、13時～16時 ※祝祭日及び12月29日～1月3日を除く毎日

11 資 料

関係団体

団体名	事務所	電 話
常陸大宮市社会福祉協議会	常陸大宮市北町388-2 常陸大宮市総合保健福祉センター かがやき内	0295-53-1125
茨城県庁	水戸市笠原町978番6	029-301-1111 (代表)
茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内	029-241-1133
茨城県心身障害者福祉協会	水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内	029-244-7461
茨城県身体障害者福祉団体連合会	水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内	029-241-8295
茨城県身体障害者相談員連絡協議会	水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内	029-241-8295
茨城県身体障害者福祉協議会	水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内	029-243-7010
茨城県視覚障害者協会	水戸市袴塚1-4-64 視覚障害者センター内	029-221-0098
茨城県聴覚障害者協会	水戸市住吉町349-1 茨城県立聴覚障害者福祉センター やすらぎ内	029-246-0098
茨城県手をつなぐ育成会	水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内	029-243-3838
茨城県肢体不自由児(者)父母の会連 合会	水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内	029-243-3838
茨城県障害者スポーツ・文化協会	水戸市笠原町978-6 県障害福祉課内	029-301-3375
茨城県心身障害児通園事業協 議会	土浦市上高津1809番地 土浦市つくし療育ホーム児童デ ィサービス	0298-24-8013
茨城県難病団体連絡協議会	水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館4階	029-244-4535

■日中一時支援事業所一覧

令和4年7月1日現在

市町村	No.	事業所名	事業所住所	電話
常陸大宮市	1	さくら大宮	中富町3134-9	0295-53-5157
	2	おさだの杜	長田1748	0295-57-6500
	3	やまびこ厚生園	国長993	0295-56-2254
	4	指定障害者支援施設 美春の郷	野上1926-1	0295-57-1002
	5	障害者支援施設 慈雍厚生園	野口1635	0295-55-2727
	6	らいおんハートリハビリ児童デイサービス常陸大宮	小倉1517	0295-55-9611
	7	こどもひろば ころっポ ころっポ	宇留野3051-3	0295-55-7373
	8	クオリティ・オブ・ライフ常陸大宮支援教室	泉328-4	0295-55-8222
那珂市	1	ぎふう工房	南酒出2493-8	029-219-6551
	2	総合自立支援事業所 1up(ワンナップ)	菅谷868-3	029-212-4300
	3	障害者活動センター えくぼ	後台1495-1	029-353-1165
	4	クオリティ・オブ・ライフ那珂教室	飯田1980-6	029-229-0035
	5	障害者支援施設 なるみ園	飯田2529-1	029-295-9100
	6	相談支援事業所 フレーズ	菅谷5417-1	029-295-5310
	7	キッズスペース トロイの虹	後台2119-3	029-298-2586
	8	ふくら夢	中台750-5	029-229-1951
	9	Maply After School	那珂市菅谷2361-8	029-352-9388
常陸太田市	1	いばらきのケア やまぶき	山下町1696-3	0294-87-8001
	2	特定非営利活動法人 たんたん	岡田町620-3	0294-32-5256
	3	放課後等デイサービスはあと	馬場町541	0294-87-7117
	4	障害者支援事業所 ひまわり	金井町3686-1	0294-72-5550
	5	障害者支援施設 ピュア里川	内田町3168	0294-74-1901
城里町	1	児童デイサービス くろーばー	石塚1193-4	029-303-8424
	2	城里町地域活動支援センター	石塚1428-1	029-288-7421
水戸市	1	ライフステーション樹林	堀町767-1	029-291-4165
	2	あゆみ園	酒門町4291-4	029-247-5954
	3	水戸どんぐりの家	田野町831-1	029-229-8860
	4	茨城県立あすなろの郷	杉崎町1460	029-259-3121

■移動支援事業所一覧

市町村	No.	事業所名	事業所住所	電話
常陸大宮市	1	おおみやホームヘルパーステーション	上町321	0295-53-1192
	2	社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会	北町388-2	0295-53-1125
那珂市	1	障害福祉サービス えくぼ	後台1495-1	029-353-1165
	2	ヘルパーステーションなみき	中台481-7	029-295-9002
	3	総合自立支援事業所 1up(ワンナップ)	菅谷868-3	029-212-4300
常陸太田市	1	若葉介護ステーション	大里町237-1	0294-70-3388
	2	障がい者支援事業所 ひまわり	松平町364-1	0294-70-5033

■訪問入浴サービス

市町村	No.	事業所名	事業所住所	電話
常陸大宮市	1	ごぜんやま訪問入浴サービスセンター	野口平146-1	0295-55-3155
那珂市	1	ウエルシア介護サービス那珂事業所	竹之内3-7-3	029-352-0588

12 お問い合わせ先一覧

No.	名称	住所	連絡先	
①	社会福祉課 社会福祉G	〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6	0295-52-1111 内線: 133,134,135	
②	社会福祉課 保護G		0295-52-1111 内線: 133,134,135	
③	こども課 こどもG		0295-52-1111 内線: 138,140	
④	こどもセンター		〒319-2254 常陸大宮市北町388-2 (総合保健福祉センター「かがやき」2階)	0295-55-8873
⑤	長寿福祉課		〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6	0295-52-1111 内線: 173~176
⑥	医療保険課 医療・年金G	〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6	0295-52-1111 内線: 163~166	
⑦	健康推進課 健康推進G	〒319-2254 常陸大宮市北町388-2	0295-54-7121	
⑧	税務徴収課 市民税G	〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6	0295-52-1111 内線: 232,233,239	
⑨	山方支所 総合窓口・地域振興G	〒319-3192 常陸大宮市山方660	0295-57-2121	
⑩	美和支所 総合窓口・地域振興G	〒319-2692 常陸大宮市高部5281-1	0295-58-2111	
⑪	緒川支所 総合窓口・地域振興G	〒319-2492 常陸大宮市上小瀬2027-1	0295-56-2111	
⑫	御前山支所 総合窓口・地域振興G	〒311-4592 常陸大宮市野口3195	0295-55-2111	
⑬	太田税務署	〒313-0016 常陸太田市金井町3662	0294-72-2171	
⑭	常陸太田県税事務所	〒313-8666 常陸太田市山下町4119	0294-80-3310	
⑮	常陸大宮保健所	〒319-2251 常陸大宮市姥賀町2978-1	0295-52-1157	
⑯	障害者基幹相談支援センター エール	〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6	0295-58-5855	

常陸大宮市
障がい者福祉のしおり
令和5年4月
常陸大宮市 保健福祉部
社会福祉課 社会福祉グループ

〒319-2292
常陸大宮市中富町3135-6
TEL 0295-52-1111